平成２３年（フ）第３６２号
福岡県久留米市津福本町1683番地２
債務者　松木よし子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第９３２号
北九州市門司区大里東４丁目４番70号
債務者　西村　弘美
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９３５号
北九州市小倉北区井堀１丁目６番８―203号
債務者　井上　明美
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８８号
福岡県田川郡川崎町大字川崎883番地
債務者　小松　良一
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１１１号
福岡県田川郡福智町赤池1098番地
債務者　久冨　千恵
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１１２号
福岡県田川郡大任町大字大行事小林団地３号、住民票上の住所福岡県田川郡大任町大字今任原22番地１
債務者　大石　法文
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第２０５号
佐賀県杵島郡大町町大字福母1552番地
債務者　岡本　裕治
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第４０５号
大分市大字中判田215番地の１　第36久永コーポ207
債務者　原　　龍彦
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４５７号
大分市大字上戸次3592番地
債務者　御手洗さつき
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４５９号
大分県由布市湯布院町川上802番地１
債務者　浦田五登美
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４６０号
大分市大字中判田430番地の３
債務者　村田　由美（旧姓姫野）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４６３号
大分市大在北４丁目６番10号　ブルーウインド102
債務者　小野　直樹
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４８１号
大分市横田１丁目16番25号　ボーディングハウス橘202
債務者　中尾美枝子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５７４号
鹿児島県鹿児島市三和町47番12号　松岡アパート201号
債務者　西山　　光
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
鹿児島県伊佐市菱刈南浦2605番地
債務者　吉原　美和
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第４３０号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字向山159番地１アーバンヒル向山101号
債務者　廣中ハナミ
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４６７号
岩手県紫波郡紫波町南伝法寺字上山新田２番地19
債務者　藤原美枝子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４６８号
岩手県岩手郡岩手町大字一方井第４地割135番地34
債務者　宇戸田成子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部